

令和3年度山形県飲食業等緊急支援給付金給付申請書兼実績報告書

山形県知事 殿

令和 年 月 日

申請事業者

記入にあたっては、記入例と申請の手引きを確認しながら、正しく記入してください。

法人の所在地又は
個人事業主の住所

フリガナ

法人名又は
個人事業主の屋号

フリガナ

代表者職氏名

以下の事項に偽りないことを誓約し、標記給付金の支給を申請します。

1 申請金額（該当する金額の欄（どちらか一つ）に「〇」を記入してください。）	確認欄 (〇を記入)
① 県内にある店舗数が1つの場合	200,000円
② 県内に店舗が複数ある場合、又は従業員を6名以上雇用している場合	300,000円

2 事業者概要（※特に、業種については、下線部の要件を満たしているかどうか、よく確認してください。）

業種 (どれか一つに〇)	酒類を提供する夜間営業の飲食店（持ち帰り・配達飲食サービス業ではない。）		
	カラオケボックス業（飲食を提供している。）		
	酒類卸売業（飲食店に対し、酒類を販売している。）		
	洗濯業（飲食店に対し、おしぼりをレンタル・リースしている。）		
	労働者派遣業（飲食店に対し、芸妓、コンパニオン等を派遣している。）		
	運転代行業		
日中連絡がつく連絡先	固定電話	携帯電話	
郵送物の送付先 (受取可能な住所)	〒 ※上に記載した申請事業者欄と同じ場合、「同上」でも可		
振込先口座 (ゆうちょ銀行)	記号	番号	
	口座名義人カナ		
振込先口座 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名	銀行・金庫・組合	金融機関コード (数字4桁)
	支店名	店・支店・出張所	支店コード (数字3桁)
	預金種目	普通・当座	口座番号
	口座名義人カナ		

どちらか一方に
記入してください。

3 要件確認（※確認欄すべてに「〇」の記入がないと、給付金を受けることができません。）	確認欄 (〇を記入)
(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している。	
(2) 給付金の受給後も事業を継続する意思がある。	
(3) 山形県暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等に該当しない。	
(4) 令和3年10月、11月、12月のいずれかの売上げが、前年同月又は前々年同月の売上げと比較して30%以上減少した。（売上げの前年同月比又は前々年同月比が70%以下）	

・次の表に売上げを記入し、④前年比又は前々年比が70%以下であることを確認してください。

① 比較する月	② 令和元年又は令和2年の ①の月の売上げ	③ 令和3年の①の月の 売上げ	④ 前年比又は前々年比 (③÷②×100)
(※1) 月	(※2) 円	円	(※3) %

(※1) 売上げが30%以上減少した月（10月、11月、12月のうち、いずれか一月）を記入してください。

(※2) 青色申告決算書が無い、又は白色申告の場合は、確定申告書第1表⑦の金額を12（令和2年中に創業した場合は、創業した月を含む営業月数）で割った金額を記入してください。

(※3) 前年比又は前々年比は、小数点以下を切り上げてください。

～ 裏面にも記載欄があります ～

<p>4 添付書類（※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。）</p> <p>(1) 売上げを比較する月(令和元年10月・11月・12月 又は 令和2年10月、11月、12月)を含む期間の確定申告書の写し(税務署の收受日付印があるもの※)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>◆法人の場合（次の①、②の両方を添付してください。）</p> <p>①確定申告書別表一の写し ②法人事業概況説明書の写し（両面）</p> <p>◆個人事業主(青色申告)の場合（次の①、②の両方を添付してください。）</p> <p>①確定申告書第一表の写し ②所得税青色申告決算書の写し（ページ1とページ2）</p> <p>◆個人事業主(白色申告)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表の写し <p>※收受日付印がない場合は、上記に加え、次のいずれかの書類も添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その年度の納税証明書（その2）の写し ・税務署で保管している申告書原本を撮影した写真 ・e-Taxで確定申告した場合の、受信通知（メール詳細）の写し </div>	<p>確認欄 (○を記入)</p>
<p>(2) 令和3年10月、11月又は12月の売上げが分かる書類(売上が0の場合も必要)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・売上台帳、月次残高試算表など、前年同月又は前々年同月と比較して、売上げが30%以上減少した月（令和3年10月・11月・12月のいずれかの一月）の売上げが分かる書類 <p>※必ず、空きスペースに署名又は記名し、「年月」と「合計金額」を明記してください。</p> </div>	
<p>(3) 振込先口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る。）</p> <p>※表紙を開いて見開き2ページ分（金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義（カタカナ）の全てが記載されたページ）</p>	
<p>(4) 申請業種ごとに次に掲げる書類（全て）</p> <p>※許可証（、免許通知書、確認証、認定証）の写しは、原則として名義人が申請者と同じもの</p>	

<p>酒類を提供する 夜間営業の飲食店</p>	<p>○食品衛生許可証の写し ○酒類を提供していることがわかる書類^{※1}</p> <p>○夜9時以降も営業していることがわかる書類^{※2}</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※1 メニュー表の写しや写真、ホームページを印刷したものなど</p> <p>※2 店舗看板の写真、ホームページを印刷したもの、店舗の名刺など</p> </div>
<p>カラオケボックス業</p>	<p>○食品衛生許可証の写し</p>
<p>酒類卸売業</p>	<p>○酒類販売業免許通知書（酒類小売業免許通知書又は酒類卸売業免許通知書）の写し</p>
<p>洗濯業（貸しおしぼり業）</p>	<p>○クリーニング所確認証の写し</p>
<p>労働者派遣業 (芸妓、コンパニオン等派遣)</p>	<p>○飲食店においてサービスを提供していることがわかる書類[※]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※ 該当するサービスが掲載されたホームページを印刷したものなど</p> </div>
<p>運転代行業</p>	<p>○運転代行業認定証の写し</p>

<p>5 申請金額が30万円の場合に必要な添付書類（該当する場合のみ、いずれか一つに○）</p> <p>（※(1)か(2)のいずれか一つに「○」の記入がないと、30万円を給付することはできません。）</p> <p>（※申請金額が20万円の場合は「○」の記入は不要です。）</p>	<p>確認欄 (該当する 場合のみ ○を記入)</p>
<p>(1) 県内に対象となる店舗が複数ある事業者の場合、2店舗分の4(4)の表に掲げる書類</p>	
<p>(2) 県内の対象となる店舗で従業員を6名以上雇用している事業者の場合、売上が30%以上減少した月の末日時点で、従業員を6名以上雇用していることを証する書類</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 雇用保険の適用事業所台帳ヘッダー2（ハローワーク発行）の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（年金機構発行）の写し、雇用契約書の写し、雇用条件等通知書の写し、源泉徴収票の写し、貸金台帳の写し、出勤簿の写し など</p> <p>※ 従業員には、会社役員、個人事業主本人又は同居の親族従業員、2カ月以内の短期雇用又は日雇い雇用の従業員は含みません。</p> </div>	

6 その他

- 次のいずれかに該当する場合、事業者は給付金の全額を返還することになります。
- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき
 - (2) 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月規則第59号）に違反する行為があったとき